

新温泉町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)

令和3年9月

(令和5年3月一部改訂)

新温泉町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	産業振興促進事項	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
6	生活環境の整備	25
(1)	現況と問題点	

(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8 医療の確保	33
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9 教育の振興	34
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10 集落の整備	37
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11 地域文化の振興等	38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12 再生可能エネルギーの利活用の推進	40
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
○事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	41

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、兵庫県北部の但馬地域の北西部に位置し、北は日本海に面し、東、南は香美町、西は鳥取県岩美郡岩美町、鳥取市に接しており、東西 19.6 km、南北 26.2 kmで、面積は 241.01 km²である。

地勢は、外縁部を中国山脈の支脈が南部から北部に向かって走り、南部は 1,000m 級の山岳地帯であり、その一部は高原を形成している。また、2 級河川岸田川がこの山脈を源に町の中央部を流れ、支流の照来川、春来川、熊谷川、久斗川を合わせて、大柄川、結川とともに日本海に注いでいる。

町土の大半が山地と森林で占められ、南部の河川沿いは棚田が連続しており、北部の岸田川河口付近には海岸平野が広がっている。各集落は河川沿いの山裾や平野周辺に点在し、63 地区で形成されている。

地質は、第三紀層が大部分を占め、西南の山岳部には安山岩などの火成岩、海岸部には花崗岩が分布する。岸田川や久斗川などの河川沿いに続く谷底平野は低湿地となっているため、堤防決壊などによる氾濫の危険性が高い。土壤は、高地では褐色森林土や赤色森林土、岸田川流域では砂質土である。

海岸部は山陰海岸国立公園、山間部は氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園など、自然公園指定区域は町全体の 46.3% を占めている。また、今から約 1150 年前に慈覚大師により開湯されたと伝えられている湯村温泉をはじめ、浜坂温泉、七釜温泉、二日市温泉の浜坂温泉郷を有しており、『海・山・温泉』を包含する豊かな自然環境に恵まれている。山陰海岸国立公園を中心とした京都府京丹後市から鳥取県鳥取市までの東西約 120 km、南北最大 30 km のエリアをもつ山陰海岸ジオパークは、大陸から分かれて日本列島が形成された過程が確認できる貴重な地質遺産であるとして、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。

気候は、典型的な山陰型気候に属しており、年間降水量は 3,000 mm 以上で、曇天の日が多い。また、冬期間は日本海の季節風を受けて積雪量が多く、豪雪地帯に指定されている。

(イ) 歴史的条件

但馬丹後沿岸域は、古代から大陸との往来があったといわれ、江戸時代には、西回り航路の北前船が日本海を航行しており、その中でも諸寄港は寄港地として栄え、重要な風待ち港（避難港）であった。本町は、奈良時代には温泉、波太の二郷の名が知られ、平安中期には、温泉、八太、熊野、刀岐、陽口、久斗、二方、田公、大庭の九郷に分かれていたとされているが、行政区域としては、但馬国二方郡に所属しており、北は日本海、東は美含郡、南は七美郡、西は因幡国に接していた。江戸初期から中期の大名領国制下では領主交代が著しかったが、中期以降はほぼ折半され、豊岡藩と久美浜代官の支配下に置かれていた。明治 4 年の廃藩置県で但馬 8 郡、丹波 3 郡、丹後

5郡を管轄する豊岡県が設置され、明治9年には豊岡県は解体されて兵庫県に編入され、明治12年の郡制施行で二方郡に、また、明治29年に七美郡（美方郡東部）と二方郡が統合され、美方郡となった。

戦後、昭和29年10月1日の町村合併によって、浜坂町、大庭村、西浜村が浜坂町となり、温泉町、照来村、八田村が温泉町となった。その後、平成17年10月1日に浜坂町と温泉町が合併し、新温泉町となった。

（ウ）社会的条件

本町の総人口は年々減少しており、年齢構成では、高齢者の増加が目立ち、若年者も流出が続いている、少子高齢化が進行している。

土地利用状況は、都市計画法による都市計画区域が浜坂地域（旧浜坂町）を対象として指定されているが、用途地域等の指定は行われていない。また、海岸法に基づく海岸保全区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等が指定されている。

町土の83%が山林原野であり、農用地は7.2%、宅地は1.1%である。農用地は岸田川をはじめ、主要な河川沿いに広がっており、宅地は河川沿いの平坦地と山間地に点在している。

交通環境は、町内に鉄道として国土幹線を形成するJR山陰本線が海岸部を通っている。JR浜坂駅は特急停車駅であり、京阪神都市圏及び姫路都市圏からは山陰本線（福知山線、播但線）と智頭線経由でのアクセスが可能で、神戸（三ノ宮駅）からは特急列車で約3時間程度の時間を要する。

主要道路は国道9号、同178号で、これらと連絡する主要地方道浜坂井上線が町を縦貫している。国・県道、集落間、主要施設を結ぶ1級町道は、通勤、消防、救急活動等日常生活に密着した幹線道路である。国・県・町道は1,166路線で、実延長557,976m、改良率52.1%、舗装率66.1%である（令和2年10月現在）。令和元年11月に着工した浜坂道路Ⅱ期を含め、現在整備中の山陰近畿自動車道（地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」）の完成後は、神戸・大阪方面への高速道路網が連結されるとともに、空港のある豊岡市や鳥取市へのアクセスがさらに改善され、地域産業の活性化や観光・交流の促進が期待されている。

バス路線では、観光路線として特急バスで湯村温泉から大阪・神戸まで3時間（最速）で結ばれている。今後は、さらに陸路、空路のネットワークを強化し、大幅な時間短縮のもとに交流の発展を図ることが必要である。

中心市街地の浜坂地区には、行政面ではその周辺地域を含めると町役場本庁舎はもとより、兵庫県新温泉庁舎、浜坂区検察庁、浜坂簡易裁判所、美方警察署等、国・県の出先機関が立地している。

（エ）経済的条件

本町は、古くから農業、漁業を中心とした第一次産業を主体として発達してきたまちである。近年では、農業は水稻を中心に野菜や梨の生産も行っているが、高齢化や担い手不足により生産額の減少が続いている。また、畜産業は本町農業算出額の約35%を占めるが、飼育農家数は減少している。漁業においても全体の漁獲量は減少傾向にあるが、沖合底曳網漁により漁獲される3魚種（松葉ガニ、ホタルイカ、ハタハタ）は日本屈指の漁獲量を誇り、鮮度技術の向上や販路拡

大に取り組む中で、販売金額は増加傾向にある。一方、建設業や製造業を中心とした第二次産業の町内総生産額は減少傾向にあり、第一次産品の取引価格の低迷、各産業個々の不振等が影響していると思われる。サービス業や卸売・小売業等、地域産業の中心となっている第三次産業においても、町内総生産額は減少傾向にある。観光利用実態をみると、総入込客数・宿泊客数とともに横ばいである。

また、冬期間には、古くから多くの町民が酒造従事者として京阪神地方を中心に出稼ぎしてきていたが、近年は後継者不足のため出稼ぎ酒造従事者の減少が続いている。

イ 過疎の状況

本町の人口動態は、昭和 35 年に 27,701 人であったが、昭和 40 年から 50 年にかけて急激に減少し、平成 27 年の国勢調査では 14,819 人と 55 年間で実に 12,882 人も減少している。

世帯数は、核家族化によって平成 7 年までは増加傾向であったが、平成 12 年の 5,559 世帯から平成 27 年の 5,278 世帯へと減少傾向が続いている。

人口構成を年齢別にみると、平成 27 年の国勢調査では若年者比率が 9.6%まで減少しており、地域活力の喪失が危惧される。また、昭和 35 年に 9.0%であった高齢者比率は、平成 27 年には 36.9%に増加しており、今後さらに少子高齢化が進む傾向にある。

人口減少の要因としては、若年者をはじめとする町外への人口流出、未婚女性の増加や晩婚化の進行などによる出生率の低下が考えられる。また、年齢別人口でみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向が続き、老人人口（65 歳以上）については、総人口に対する構成比が高くなることが想定される。

温泉地域（旧温泉町）では、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎対策事業が行われてきた。また、2 町合併した平成 17 年 10 月からは浜坂地域（旧浜坂町）を含めた新温泉町全域が過疎地域指定を受け、全町において生活環境や産業基盤の整備、医療・福祉・教育等におけるハード・ソフト面での充実などを総合的かつ計画的に推進し、住民の生活環境の向上と地域の活性化を図ってきたところである。

しかし、人口は依然として減少傾向にあり、若年者の都市部への流出も続いているため、過疎化の歯止めには至っていない。また、合計特殊出生率が低下していることから、年少人口の減少により、人口構造の高齢化が進み、町の活力の低下が危惧される状況になっている。

このような状況の中、従前にも増して自主性・自立性を発揮し、自己責任・自己決定の原則のもと、少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応するためには、引き続き効果的な過疎対策を継続する必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町では、今後も人口減少が進むことで、コミュニティ機能の低下や地域の賑わいの喪失、地域消費の減少に伴う地域経済活動の低下、地域産業の衰退などといった影響が懸念されている。

これらの課題に対応するため、若い世代の希望をかなえる雇用・就労環境の確保、地域ブランドの強化による地域産業の活性化や観光・交流によるまちの賑わいの創出に取り組むとともに、出会いの場づくりや子育ての不安を和らげる結婚・出産・子育て環境の充実や、安らぎと憩いの空間における定住環境を整えることで子育て世代、若年者を中心とした移住・定住を促進し、あわせて、安全・安心で快適な暮らしを支えるまちづくりに取り組むこととしている。

新型コロナウイルス感染症の影響で都市部から地方回帰の志向が高まる中、本町の特性を生かし、時代の流れに応じた施策に取り組むことができるよう、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク、異なる泉質を楽しめる豊富な温泉、日本屈指の漁獲量を誇る松葉ガニやホタルイカ、その飼育システム等が日本農業遺産に認定された但馬牛（神戸ビーフの素牛）、日本遺産に認定された『北前船寄港地・船主集落』と『麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』のストーリーを構成する有形・無形の文化財など、多種多様な地域資源をさらに磨きあげながら、最大限に活用することが重要である。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和 35 年から平成 27 年に至る人口の推移を国勢調査で比較すると、総人口では、12,882 人、増減率では 46.5%（平成 22 年時 42.2%）の大幅な減少となっており、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）についても一貫して減少している。

特に、年少人口は、出生数の減少傾向が続く中で、昭和 50 年の 5,256 人から平成 27 年には 1,708 人と大幅に減少しており、その傾向に歯止めがかからない。一方、老人人口（65 歳以上）は増加傾向で推移しており、総人口に占める割合を示す高齢者比率も、昭和 50 年の 12.9%から平成 17 年には 29.7%、平成 27 年には 36.9% と上昇傾向にある。

まさに少子高齢化という典型的な過疎地域の人口構造になっている。

イ 人口の今後の見通し

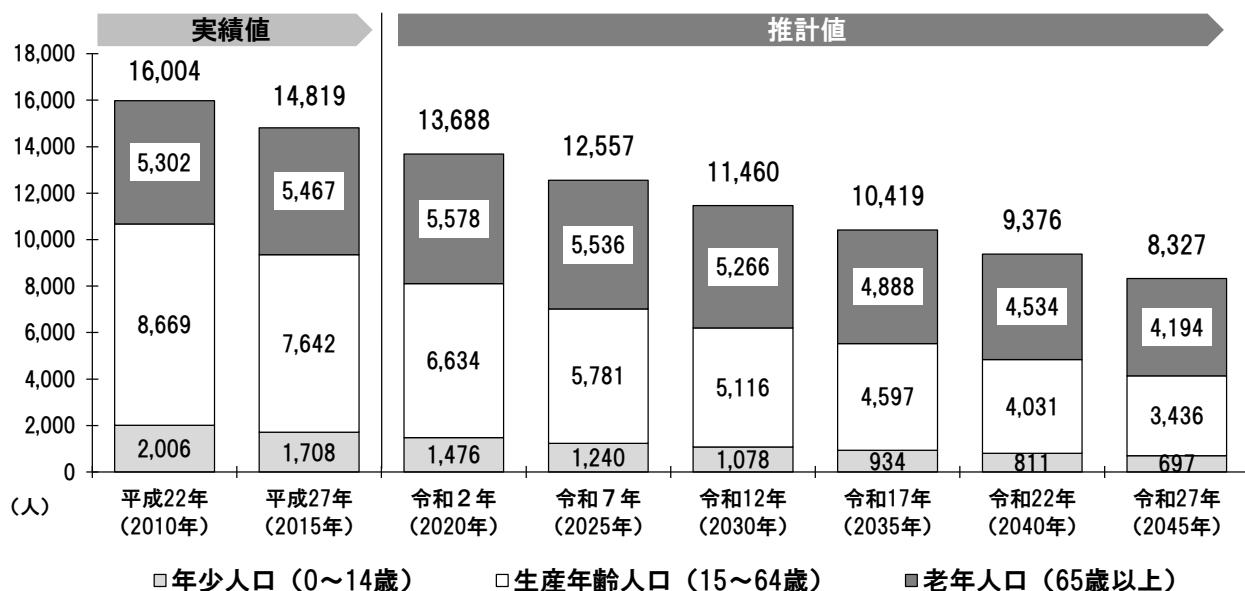
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）での「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」の推計結果によると、本町の人口は令和 27 年には 8,327 人まで減少するとされており、平成 27 年からの人口減少率は 43.8%、その 30 年間での減少人口は 6,492 人になると予測されている。これは若年者の定着が進まず、少子化等の進展が大きく影響している。

平成 27 年 10 月に策定した新温泉町地方創生総合戦略（令和 2 年 2 月改定）では、今後、子育てをはじめ教育や産業などあらゆる分野において対策を講じ、人口の減少を抑えるように努め、令和 7 年国勢調査において人口 12,500 人を目指すことを目標としている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 27,701	人 21,876	% △21.0	人 20,226	% △7.5	人 17,467	% △13.6	人 14,819	% △15.2	
0~14歳	10,053	5,256	△47.7	4,087	△22.2	2,491	△39.1	1,708	△31.4	
15~64歳	15,166	13,790	△9.1	12,200	△11.5	9,791	△19.7	7,642	△21.9	
うち15~29歳(a)	5,142	4,084	△20.6	2,690	△34.1	2,193	△18.5	1,429	△34.8	
65歳以上(b)	2,482	2,830	14.0	3,939	39.2	5,185	31.6	5,467	5.4	
(a)/総数 若年者比率	18.6%	18.7%	—	13.3%	—	12.6%	—	9.6%	—	
(b)/総数 高齢者比率	9.0%	12.9%	—	19.5%	—	29.7%	—	36.9%	—	

表1-1(2) 人口の見通し



※平成27年までは実績値（国勢調査、総人口には平成22年に27人、平成27年に2人の年齢不詳を含む。）、
令和2年以降は社人研による推計値。

ウ 産業の推移と動向（産業別就業構造）

産業別に就業人口をみると、平成 27 年の国勢調査では第一次産業が 1,184 人（構成比 16.0%）、第二次産業が 1,782 人（構成比 24.1%）、第三次産業が 4,421 人（構成比 59.8%）となっている。就業人口の総数を比較すると昭和 50 年の 11,011 人から平成 27 年の 7,416 人と 3,595 人（32.6%）減少しており、就業人口も総人口に比例して減少している。

第一次産業が昭和 50 年の 4,460 人から平成 27 年の 1,184 人と 3,276 人（73.5%）減少し、第二次産業も 2,333 人から 1,782 人と 551 人減少しているが、第三次産業は 4,212 人から 4,421 人と 209 人の増加傾向にある。

第一次産業でみると、農業が昭和 50 年 3,923 人から平成 27 年の 911 人と 3,012 人（76.8%）減少しており、林業・狩猟業は 23.2%、漁業水産養殖業も 52.2% 減少し、基幹産業であった第一次産業が大きく変貌したことがわかる。農業従事者は高齢者が多く、兼業を主とする農家が 50% 以上を占め、専業農家は僅かで後継者も少なく若年者の農業離れが顕在化している。農業生産の主な物は、米、和牛、野菜、果樹であるが、農業粗生産額は停滞傾向にあり、労働力の高齢化と併せてこうした傾向が続くものと予測される。

第二次産業については、就業比率が 25% 前後でほぼ安定しているものの、企業が少なく、町外への就業者の増加と都市部への人口流出が続いている。若年者の潜在的希望者は多く存在すると推測されるが、労働条件、経営規模や業種が限定されていること等の諸条件により、雇用の確保が困難な状況にある。企業誘致に努めているが、昨今の景気低迷等により企業の合理化が進んでいることから、今後の動向が懸念される。

第三次産業は、就業者数、生産所得いずれもまちの実質的な中核産業である。その中で観光産業の発展が就業の場の創出に寄与してきたが、景気の低迷や、レジャーの多様化などで観光客も減少傾向をたどっている。宿泊客は、昭和 62 年の 56 万人を最高に 30 万人以上も減少し、近年は 25 万人前後で推移している。

人口の高齢化が進展することにより、就業人口の高齢化も進んでいる。就業人口を確保し地域の活力を維持するためには、高齢者の労働力も活用することが重要となっている。それぞれの産業の活性化支援や異業種間の連携・交流を促進し、新たな付加価値を生み出す産業の育成を図るとともに、雇用の創出に取り組む必要がある。

（3）行財政の状況

ア 行政

旧浜坂町、旧温泉町は古くから一体的な地域を形成し、歴史的にも経済、文化、生活面においても大変深い結びつきがある。さらに、少子高齢化や過疎化の進行など共通する課題も多い。特に、以前からし尿・ごみ処理業務などを共同して実施し、住民サービスの向上に努めてきたことも結びつきの強い要因の一つとしてあげられる。

経済の成長と生活水準の向上、さらには国際化・情報化社会の進展に伴って、高度な行政サービスの要求が多岐にわたって現れ、画一的でなく、地域からの主体的発想に基づく自己決定・自

己責任による政策・施策の展開が求められている。

一方、男女共同参画社会の推進やN P Oなどの活動に対する支援はこれからのかまちづくりには不可欠の要素であり、今後も住民に対する行政サービスの質の向上を図りながら、効率的な運営のできる行政組織としての確立を図るとともに、住民の積極的な社会参画による地域づくりを進めていく。

広域行政については、但馬3市2町で但馬広域行政事務組合を組織しているほか、美方郡2町で美方郡広域事務組合を組織し、火葬業務、消防業務を行っている。今後も近隣市町と連携し、広域的課題について、効率性、合理性の観点から同様に広域で取り組む必要がある。

イ 財政

令和元年度普通会計ベースでの歳入総額は、117億5,519万円となっている。歳入に占める地方税、使用料等の自主財源の割合は23.3%と低く、地方交付税や国・県支出金等に依存する割合が高い。また、地方債の現在高は144億6,372万円（令和元年度末）で、1人当たりの残高は101万1,591円となっている。

歳入の内訳は、地方交付税が50億2,326万円で全体の42.7%を占め、地方税は13億6,782万円で、全体の11.6%、地方債は21億2,179万円で全体の18.1%となっており、自主財源比率が低く、地方交付税と地方債への依存割合が高くなっている状況である。

令和元年度の経常収支比率は85.6%、財政力指数は0.250で、厳しい財政状況にあり、財政運営の効率化を進めていくことが必要となっている。

また、歳出の内訳としては、義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費が全体の32.4%を占め、さらに物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費は64.7%と比率が高く、やや財政構造の弾力性に欠ける傾向がある。実質公債費比率が18%を超えると起債許可が制限されるが、令和元年度の指数は10.6%となっている。

こうした財政状況のもと、長引く景気低迷や人口減少等により財源の確保が一層難しくなり、厳しい財政事情は続くことが予想されることから、徹底した行財政改革を進め、経費の削減を図るとともに、自主財源をはじめ歳入の確保に努め、事業計画の適正化、重点施策の選択により、投資効果の高い効率的な財政運営に努めることが必要である。

表1-2(1) 町財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	11,007,781	10,928,581	11,755,194
一般財源	7,024,758	7,496,881	7,577,572
国庫支出金	810,358	650,144	514,880
都道府県支出金	802,724	713,072	944,566
地方債	1,304,139	1,699,956	2,121,792
うち過疎債	296,400	334,400	512,500
その他	1,065,802	368,528	596,384
歳出総額B	10,447,005	10,454,396	11,493,186
義務的経費	4,085,060	3,859,441	3,725,148
投資的経費	1,495,993	1,539,587	2,518,019
うち普通建設事業	1,478,261	1,015,335	2,410,649
その他	4,865,952	5,055,368	5,250,019
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額C(A-B)	560,776	474,185	262,008
翌年度へ繰越すべき財源D	88,570	43,212	120,593
実質収支 C-D	472,206	430,973	141,415
財政力指数	0.288	0.257	0.250
公債費負担比率(%)	19.2	9.6	7.9
実質公債費比率(%)	18.9	13.6	10.6
起債制限比率(%)	—	—	—
経常収支比率(%)	86.8	84.2	85.6
将来負担比率(%)	174.3	105.8	84.6
地方債現在高	14,604,983	13,554,934	14,463,722

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率(%)	12.5%	36.0%	41.2%	45.3%	46.8%
舗装率(%)	18.6%	49.6%	55.8%	59.1%	60.5%
農道					
延長(m)	31,782m	25,540m	29,699m	49,263m	49,263m
耕地 1ha当たり農道延長(m)	323.5m	351.3m	498m	—	—
林道					
延長(m)	34,511m	55,356m	67,635m	78,609m	78,609m
林野 1ha当たり林道延長(m)	3.3m	5.7m	8.0m	—	—

水道普及率(%)	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
水洗化率(%)	0.0%	2.0%	29.9%	79.0%	86.5%
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	11.2	13.5	14.5	16.8	9.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第2次新温泉町総合計画における、まちづくりの理念・まちの将来像・まちづくりの基本方針を「地域の持続的発展の基本方針」に掲げ、本町が今後とも、住民一人ひとりが主役となり、『海・山・温泉』などの恵まれた自然環境を守りながら産業を発展させ、笑顔と安らぎを感じられるまちであり続けられるよう、持続可能な地域社会の形成と地域活力の向上を目指す。

ア 基本理念

(ア) 自立と協働の住民主体のまちづくり

住民と行政がお互いを尊重し、共通の目的を持った参画と協働を進め、住民が主役となって、夢がふくらむ未来のまちへの責任を果たし、次世代を育てるまちづくりを進める。

(イ) 自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり

「地域の宝」としての自然・歴史・文化を認識し、ふるさとを愛し、それらの持つ力を高め、末永く守り育てることのできるまちづくりを進める。

(ウ) 子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が大切にされ、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、すべての人の助けあいと支えあいにより、「笑顔」があふれ、安らぎを感じるまちづくりを進める。

(エ) 「世代間」、「産業間」、「地域間」、「都市」と連携・交流するまちづくり

世代を超えて地域の一体感を醸成しながら、近隣やより広域的な地域間の連携・交流を進めるとともに、豊かな資源を生かした多彩な産業育成に努め、人が輝く元気なまちづくりを進める。

イ まちの将来像

海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 — ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくり —

ウ 基本方針（政策）

(ア) 豊かな資源を生かして産業を育てるまち

【施策】 …(1)農林畜水産業の振興、(2)商工業の振興、(3)観光業の振興、(4)地域産業の振興、
(5)起業・雇用対策の推進

(イ) ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

【施策】 …(1)子育て支援の充実、(2)教育の充実、(3)青少年の健全育成、(4)生涯学習の推進、
(5)スポーツの振興、(6)歴史・文化・芸術の振興

(ウ) みんなで支えあう絆のあるまち

【施策】 …(1)健康づくりの推進、(2)医療環境の充実、(3)地域福祉力の向上、(4)高齢者福祉の
充実、(5)障がい者福祉の充実

(エ) 安全で住みやすい環境の整ったまち

【施策】 …(1)消防・防災の推進、(2)道路網の整備、(3)交通・移動手段の充実、(4)交通安全・防
犯対策の充実、(5)上下水道の整備、(6)市街地の整備

(オ) 自然と調和して心地よく暮らせるまち

【施策】 …(1)自然環境の保全、(2)生活環境の充実、(3)循環型社会の形成、(4)高度情報化の推
進、(5)安心な消費生活の推進、(6)温泉配湯の利活用

(カ) 住民と行政が夢をふくらませるまち

【施策】 …(1)参画と協働の推進、(2)人権・平和の尊重、(3)行財政改革の推進、(4)広域連携・交
流の強化、(5)情報発信の強化

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した本町の持続的発展の基本方針に基づき、本計画全般に関わる基本目標を次のとおり設定する。

◎人口に関する目標…令和7年国勢調査において、人口12,500人を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、外部有識者も含めた検証組織からの意見も取り入れながら、定期的に点検・検証を行い、必要に応じて事業等の追加・見直し等を行うこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設は、経済成長を背景にした行政需要の増大に伴って昭和 50 年代から平成初期にかけて集中的に整備されており、今後、これらの施設が次々と更新時期を迎えることで多額の財政負担を伴うことが予測される。

このような状況を踏まえ、公共施設等の更新に伴う財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現など、長期的な視点をもって公共施設等の老朽化問題に対応していくため、公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方や取組の方針を明らかにする「新温泉町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定した。また、これを受け中期的な施設整備の方針を示す「新温泉町公共施設個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）を令和 3 年 3 月に策定したところである。

本計画では、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

（総合管理計画における公共施設の管理に関する基本的な考え方は次のとおり）

①点検・診断等

- ・施設を安全に利用するため、日常点検・パトロール（巡視）の充実による不具合の早期発見と適切な処置
- ・点検マニュアル等の作成し、点検結果の一定の水準を確保
- ・施設の劣化、損傷等を把握・診断するための定期点検の充実

②維持管理・修繕・更新等

- ・点検・診断等により施設の状態を把握し、必要な対策を実施
- ・点検・診断結果や対策履歴等の蓄積によるメンテナンスサイクルの構築
- ・施設の重要度等を考慮した施設ごとの維持管理手法の設定、個別施設計画の策定による修繕・更新費用の平準化や削減
- ・施設の適正利用や清掃などきめ細やかな日常的維持管理と長寿命化に資する取組を推進

③安全確保、耐震化

- ・点検結果や通報等により、危険性が認められた施設の安全確保対策の迅速な実施、庁内での情報共有や対策の水平展開
- ・供用廃止し、利用見込みのない施設の速やかな除却（解体）
- ・不特定多数の町民が利用する施設や災害時の避難施設、活動拠点等となる施設の計画的な耐震化

④長寿命化

- ・損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全への転換
- ・優先的に予防保全を実施すべき施設や部位等を選別し、効率的・効果的な修繕等を実施
- ・公共建築物の建替え周期は 60 年を基本とし、さらに長期使用が可能な場合は、目標使用年数を 70 年以上に設定（早期の建替えが効果的と判断できる場合は、実態に即した施設整備）

⑤統合、廃止等

- ・施設機能に着目した再編による施設保有量の縮減

- ・用途や目的が重複している施設の統合や、公共サービスの必要性が乏しくなっている施設の廃止を検討
- ・各施設機能を集約する拠点となりうる施設の複合化
- ・最適な施設運営手法による費用対効果の向上
- ・未利用施設の売却・貸付による施設整備に要する財源の確保
- ・公共建築物など既存施設を単独で建替える場合の規模の適正化（減築）

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子高齢化や若年層の転出などから人口減少が急速に進んでおり、本町の活力を高めるためには、人口減少を抑制するための取組が急務となっている。また、転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業などへの就職によるものと推測されることから、Uターン者への支援や町外からの移住希望者を呼び込む施策など、転入者の増加を図る取組が必要である。

本町では、若年者の移住定住を促進するため、移住定住サイトの開設や移住定住コーディネーターの設置など情報発信の強化を進めるとともに、住宅取得助成やリフォーム助成、民間賃貸住宅家賃助成など制度の充実を図ってきた。また、いなか暮らし体験住宅や空き家バンクの運営など都市部等からの移住を促進することにより地域振興を図る取組も進めている。

しかし、空き家バンクへの登録数は少なく、移住希望者のニーズに合った物件が乏しいため、今後、宅地建物取引業者や関係機関との連携を強化し、登録物件の充実を図る必要がある。

イ 地域間交流

全国の傾向と比べて急速に人口減少や少子高齢化が進む中、本町単独では解決できない課題に対応するため、複数の自治体が連携し、行政区域にとらわれない広域な範囲での課題解決に向けた取組が必要となっている。

本町においては、但馬3市2町による「但馬定住自立圏」（平成25年7月に協定締結）、県境を接する鳥取県東部1市4町との「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」（平成30年4月に協定締結、令和2年3月に香美町が参画）を形成し、各市町と連携して広域的な課題解決や活性化に取り組むことで、大きな成果を上げている。今後も、さらに圏域内での連携を推進し、地域の活性化や交流人口の拡大等を図っていく必要がある。

ユネスコ世界ジオパークに認定されている山陰海岸ジオパークは、京都府京丹後市から鳥取県鳥取市までの広大なエリアを有し、自然遺産の保全と地域の活性化につながる活動を展開している。本町においては、今後もエリア内の市町と連携しながら、山陰海岸ジオパークの自然遺産を保全するとともに、地域のジオツーリズムなどのジオパーク活動の展開を通じて、地域経済の活

性化と持続可能な地域社会の発展につなげていく必要がある。

近年では、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」が注目されている。本町においても、町出身者をはじめ、町親善大使・町観光大使、町ふるさとづくり寄付（ふるさと納税）の寄付者、ワーケーション来訪者など、地域活性化につながる多様な関係人口の創出・拡大に積極的に取り組まなければならない。

ウ 人材育成

人口減少や少子高齢化は、消費市場の縮小や担い手（人材）不足など、地域経済に悪影響を及ぼしているだけでなく、コミュニティ意識の希薄化など、地域活力の衰退にもつながってきている。

また、ますます多様化する地域課題や住民ニーズに対応したまちづくりを進めるためには、地域や住民などと行政がお互いにその役割と責任を担い、参画と協働をさらに進めることが必要である。

本町においても、地域や住民が行う地域の活性化や課題解決へ向けた取組に寄り添い、参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域の担い手（人材）育成が課題となっている。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・移住希望者の求める情報の収集と提供を行い、本町に対する興味や関心を喚起する。
- ・町内の若年者及びU J I ターン者の住宅取得費等を支援して住生活の安定を図り、人口増加による町の活性化を推進する。
- ・町内の空き家情報の収集を進めるとともに、空き家バンクへの登録を促進し、登録物件数の充実を図る。

イ 地域間交流

- ・町出身者や町親善大使・町観光大使などの協力を得ながら、多様な関係人口の創出・拡大を図る。
- ・広域化する行政需要に対応するため、近隣市町との広域ネットワークの形成を強化し、交流人口の拡大、観光資源の広域的活用、生活基盤の充実など、広域的課題の解決を図るための取組を進める。
- ・「但馬定住自立圏」「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携により、共に医療や交通、教育や産業振興をはじめ、個別の魅力を集結した広域観光や訪日外国人観光客の拡大などの取組を進めることで、圏域全体に必要な生活機能の確保と相互の発展を図る。
- ・ワークスペース等の環境を整備し、ワーカーの二地域居住やサテライトオフィスの進出を図る。

ウ 人材育成

- ・地域おこし協力隊や地域活性化起業人をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域の活性化を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。また、外部人材との連携や交流活動などにより、地域づくりのリーダーとなる地域住民の育成を図る。
- ・学校園でのふるさと教育を通じて、次世代の地域づくりの担い手育成を図る。
- ・芸術文化観光専門職大学（令和3年4月に豊岡市に開学）や公立鳥取環境大学など、地域の大学との連携により、大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用して地域活性化に向けた取組を行うことで、地域に貢献できる人材育成を図る。また、地域連携の取組に参加する学生が地域資源に親しみ、地域に愛着を感じるような体制づくりを進めることで、地域に定着する若手人材の育成を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進住宅取得助成金交付事業(補助金) 住宅リフォーム助成事業(補助金) 大学連携事業	住民 住民 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

(ア) 農業

本町は林野率が83%を占め、耕地面積の比率は9%と低い。一戸当たりの経営規模が小さいうえ、大半は山間棚田である。

農業生産の主なものは、米、肉用牛、野菜、果樹などであるが、生産農業所得は伸び悩んでおり、一戸当たりの生産所得も同様の傾向にある。基幹生産物である米は高齢化、後継者不足等か

ら年々作付面積が減少しており、梨も後継者不足による影響が出てきている。しかし、集落営農の法人化や企業の参入もみられ、そば・さつまいもを中心とした作物の作付面積は拡大しつつある。また、畜産においては、飼育農家数は減少しているが、多頭飼育が進み飼育頭数は大きく変化していない。さらに、近年は猪や鹿など野生動物による農作物などへの被害が増加しており、農家の生産意欲の減退が深刻な問題となっている。また、アライグマやヌートリアなどの外来生物の目撃情報もあり、これらの駆除対策にも取り組んでいる。

農業構造をみると、兼業を主とする農家が殆どで就業人口も減少している。若年者や壮年者は第二次・第三次産業に就労し、専業農家も高齢者が大半である。このため、本町では農業生産基盤の整備や生産体制の強化を図り、農業者の高齢化や担い手不足等に対応した集落営農や棚田の保全体制等を推進してきた。今後は、農地中間管理機構を活用した農地集積を推進するとともに、転作作物の作付による遊休農地の有効活用等を図り、農業の振興に努める必要がある。主産物である米、野菜、果樹、但馬牛等を生かし、ブランド化の確立、産地直送品や加工品などの新たな特産品づくりを進める必要がある。畜産でも子牛生産から肥育・食肉販売までを行う地域内一貫生産・販売の体制づくりが求められる。

(イ) 林業

不安定な木材価格等で自立経営が難しく、今後の予測も難しいことから林業離れが進んでおり、従事者の高齢化や後継者不足を招いている。また、森林所有者の不在村化や世代交代等により、所有者や境界等の特定が困難となることで、手入れが行われない森林が増加してきている。

域内面積の83%を占める森林はその効用として、木材生産にとどまらず、水源の涵養、洪水調節、山地崩壊防止などの国土保全、二酸化炭素吸収源、森林浴のできる保健休養の場、観光レクリエーションの場としての機能など、多面的機能をもっており、その社会的価値は一層高まっている。

(ウ) 水産業

本町の沿岸及び沖合域は、対馬暖流の沿岸分岐流によって好漁場をなしている。日本屈指の漁獲量を誇る松葉ガニ、ホタルイカ、ハタハタ等の多くの魚種が占めるなど、水産業は、本町の基幹産業として、水産加工業を発展させ地域経済を支えている。漁獲量の過去の推移をみると、昭和60年には5,490t、平成7年には6,417t、平成12年には6,515t、平成17年度では5,949tと本町の産業の中にあっては比較的安定的に維持してきた。しかし、近年はスルメイカ、松葉ガニ等の天然資源の減少や漁場の変動、就業者の高齢化、後継者不足等から減少傾向となり、将来の不安材料が山積みとなっている。特に、沿岸漁業に係る漁業従事者の減少が顕著であり、年間通じて多様な水産物を提供する上でも、沿岸漁業の振興策が喫緊の課題となっている。また、沖合底曳網漁にあっては、鮮度維持のための技術革新が進んでおり、他産地より付加価値を高めるための取組が必要である。

一方、内水面漁業については、アユ、ヤマメ、イワナ、ウナギ、サケ、モクズガニなど、従来から生息する多様な魚種について稚魚の放流が行われており、これらの食材への活用と併せて、溪流環境の整備により観光レクリエーションへと繋げていく取組が必要である。また、近年増えつつあるカワウによる被害についても、対応策が必要である。

イ 商工業等

本町の卸売・小売業は、平成3年には502事業所であったが年々減少し続け、平成26年には219事業所になっている。全般的に小規模の商店が多い状況である。住民の車利用の増大、消費動向の変化、鳥取市をはじめとする周辺市町等への大型店舗の出店等、生活の多様化が進み、町内での消費購買が低下している。また、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が多く見られるようになった。このため、商工会を中心として商店の近代化、コストダウン、経営者の意識改革と消費者ニーズの的確な把握により、消費者にとって魅力のある商店街の創出が課題となっている。

今後は、空き店舗の効果的な活用への支援等により、地域コミュニティの中核的役割を担う中心市街地の活性化を図るとともに、消費者ニーズに適合する店舗の充実や買い物を楽しめる共同店舗等の開発を進めるなど、こだわりや個性のある経営、にぎわいとふれあいの機能を高め、活力ある商店街整備が必要である。

工業では、既存企業の育成、新しい産業の創出、新規工場の導入による振興と雇用の拡大を図ってきたが、充分な成果は得られていない。

今後は、町内全域でのブロードバンド化による情報通信産業の活性化、環境共生的な企業の誘致、地域福祉と連携したコミュニティビジネスなど多様なビジネスの育成・支援を推進する。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により普及し始めたテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、サテライトオフィス等の誘致に向けて取り組む必要がある。

さらに、地域内の資源や潜在する技術・知恵を掘り起こし、消費者ニーズに合った安全・安心で健康づくりに結びつく物産品開発や既存商品の改良など、その商品化へ向けての取組を促進する必要がある。

ウ 観光

本町は町名が示すとおり温泉資源が豊富で、98度の温泉が湧出する湯村温泉（炭酸水素塩泉）をはじめ、浜坂温泉（塩化物泉）、七釜温泉（硫酸塩泉）など、温泉療法医が勧める「名湯百選」に選ばれた、泉質の異なる温泉が楽しめる。一般家庭にも配湯され、“蛇口をひねれば温泉”という夢のような環境や、源泉で卵・野菜などを茹でる“湯がき”文化など、温泉の恵みは昔から住民の生活にも様々な形で利用されている。

美味しい食材も魅力で、松葉ガニやホタルイカは日本屈指の漁獲量を誇る。特に、松葉ガニは新ブランド「浜坂がに光輝」（カニソムリエが認定する1万匹に1匹の極上松葉ガニ）もスタートし、さらなるブランド化を進めている。また、神戸ビーフの素牛である但馬牛の原産地としても有名で、地域内の血統にこだわる閉鎖育種法で培われてきた『美方郡産但馬牛』は、その飼育システム等が「日本農業遺産」に認定されるなど、和牛のルーツとしてますます注目を集めている。

ユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークの中央に位置する本町には、名勝・天然記念物に指定されている「但馬御火浦」や浜坂海岸、上山高原や霧ヶ滝などの景勝地があり、総合的観光保養地の創出に価値ある資源を有している。今後は、地域経済の活性化と持続可能な地域社会の形成という山陰海岸ジオパークの目的を達成するため、ツーリズムによる産業振興を図る

必要がある。

さらに、貴重な歴史や文化財・伝統芸能などを数多く有しており、近年では、「北前船寄港地・船主集落」、麒麟獅子舞を中心とした「麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」の2つのストーリーが「日本遺産」に認定された。麒麟獅子舞は国の重要無形民俗文化財にも指定されるなど、郷土の歴史・文化を保存・継承するだけでなく、まちづくりや観光に活用していく機運が高まっている。

本町の観光入込客数をみると、観光客の約75%は日帰り客である。「浜坂みなとほたるいか祭り」「浜坂みなとカニ祭り」などの地域資源を生かしたイベントの開催や観光プロモーションビデオの作成など、観光客誘致を推進する取組が一定の成果を上げている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、団体旅行客をはじめとした観光入込客数は大きく減少している。今後の観光地づくりとしては、個人旅行客を対象とした長期滞在型の保養やワーケーション利用客を呼び込むための基盤整備を行うなど、新たなスタイルを展開し集客力を高めなければならない。

(2) その対策

ア 農林水産業

- ・安定的な農業を支える基盤整備のため、ほ場整備や農道及び用排水路等の施設整備や長寿命化により、農業の推進を図る。
- ・森林の保育管理、生産基盤の整備等林業の推進を図る。
- ・民有林及び公有林の伐採、枝打ち等を促進し、森林の公益的機能の確保など環境保全、健全な森林づくりを進める。
- ・伐採後の植林（再造林）を支援することで、土地所有者の意識、意欲の向上に努める。
- ・漁港の整備と漁業資源の管理、育成に努める。
- ・新商品の開発による販路開拓やブランド化、地産地消、魚食普及による販売促進を図る。
- ・農業就業者の高齢化に対応するため、農作業受委託や集落営農の組織化及び法人化を進め、農機具等過剰投資の解消と低コスト生産による経営の安定を図る。
- ・農地の有効利用を図るため、新規就農者及び新規企業参入者への支援を図る。
- ・畜産農家の経営安定と規模拡大を目指すため、畜舎や堆肥舎などの基盤整備、後継者などの担い手育成とともに、牛の増頭策を促進する。
- ・農地保全や経営規模拡大を図るため、農地中間管理事業を活用し、認定農業者や担い手農家への面的集積を図る。また、立地条件を生かした農業生産を推進する。
- ・猪や鹿などの野生動物による農作物被害の低減のため、捕獲の強化及び電気柵等の設置の普及強化などの有害鳥獣対策を推進する。併せて、外来種対策にも取り組む。

イ 商工業等

- ・道の駅や朝市など、情報発信機能をもった地域振興施設の整備により、安全・安心な農産物の直売と地域内消費拡大を進めるとともに、都市部と連携した流通販売システムづくりを推進す

る。

- ・空き店舗の活用に対する支援等を行い、中心市街地の活性化を図る。
- ・町内消費の拡大と商店のPRを図るためプレミアム商品券を発行する。
- ・情報サービス業の新規事業者やサテライトオフィス等の誘致を進める。

ウ 観光

- ・トイレや憩いの場など、老朽化の進んでいる共同施設の適切な維持管理を行い、観光客等の安全・安心を確保し、さらに景勝地の景観を守り観光客の誘致を進める。
- ・中心市街地を魅力ある観光地とするため、道路や公共施設をはじめとする街並み環境整備を進め商店街の活性化を図る。
- ・滞在、体験型の施設整備と住民及び観光客の健康志向の高まりに合わせ、リフレッシュ館等既存施設の適切な維持管理を図る。
- ・貴重な地域資源である山陰海岸ジオパークを次世代に引き継いでいくため、視覚に訴えるコンテンツ作りなど新たな取組を進める。
- ・新温泉町山陰海岸ジオパーク館を中心とした観光地としての魅力アップにかかる事業支援を行うほか、地域資源を活用したジオツーリズムを推進する。
- ・県立但馬牧場公園の適切な維持管理と機能向上に努め、利用客の増加を図る。
- ・観光客を誘致するため、公衆無線LAN機器の設置によるWi-Fi環境を整備するとともに、オンラインシステムやSNSなどの活用に取り組む。
- ・ひょうご観光本部や麒麟のまち観光局などと連携し、観光メニュー・ルートの充実を図る。
- ・ワーケーションに対応した基盤整備を図る。
- ・インバウンドに対応するため、ホームページ、観光情報、観光プロモーションの多言語化を図り、海外へ発信していく。また、民間と協力して外国人誘客イベントなどに積極的に参加することで、訪日外国人観光客の誘客を促進させる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業 (2)漁港施設	農村災害対策整備事業(奥八田地区) (負担金) ため池整備事業 公有林整備事業 県営漁港整備事業(負担金) 町営漁港整備事業	県 町 町 県 町	

	(3)経営近代化施設			
農業	牛舎等整備事業	町		
(9)観光又はレクリエーション	街並み環境整備事業	町		
	浜坂駅周辺整備事業	町		
	但馬牧場公園施設整備事業	町		
	自然環境整備交付金事業	町		
	道の駅整備事業	町		
	観光施設整備事業	町		
	温泉入浴施設整備事業	町		
	ワーケーション施設整備事業	町		
(10)過疎地域持続的発展特別事業	地域水産物流通販売活性化事業(補助金)	漁協		
	アワビ種苗導入事業(補助金)	漁協		
	新規就農者確保事業(補助金)	住民		
	農業近代化施設整備事業(補助金)	住民		
	町プレミアム商品券発行事業(補助金)	商工会		
	有害鳥獣被害防止事業(補助金)	住民		
	有害鳥獣捕獲班確保対策事業(補助金)	住民		
	多面的機能支払交付金(交付金)	住民		
	環境保全型農業直接支援対策(交付金)	住民		
	中山間地域等直接支払交付金(交付金)	住民		
	地域資源活用促進事業(補助金)	民間		
	漁獲共済加入促進事業(補助金)	漁協		
	岸田川漁協繁殖保護事業(補助金)	漁協		
	リフレッシュ館修繕事業	町		
	企業立地促進事業(補助金)	民間		
	公衆トイレ修繕事業	町		
	公園維持管理事業	町		
	観光施設維持管理事業	町		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
新温泉町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)・(3)のとおり。なお、事業の実施にあたっては、本町の地域資源を最大限に活用するとともに、「但馬定住自立圏」「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」などの取組をはじめ、近隣市町と連携しながら効果的に産業の振興を図るものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【漁港施設】

- ・着実な日常点検、機能の重要度等を踏まえた点検・診断を実施
- ・個別施設計画等の策定等による計画的な保全

【観光施設】

(野外レクリエーション施設)

- ・宿泊施設の民営化や特定の団体が専用使用している施設の譲渡等を検討

(温泉施設)

- ・町が保有する必要性を検証
- ・地域活性化に資する施設は機能強化を図るなど、地域の実情を考慮した施設のあり方を検討

(観光文化施設)

- ・豊かな自然の保全、教育・観光・地域産業への活用に必要な施設であり、現在の配置・機能を維持

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークやWeb会議が普及するなど、これまでデジタル化が進まなかった領域にもその波が押し寄せており、ICTの利活用は日常生活や経済活動の

維持に必要不可欠なものとなっている。そのため、情報通信基盤の整備は経済、行政、防災面等において、ますます重要度と緊急性が高まっている。

本町は、温泉地域でのCATV事業と、浜坂地域と一部の温泉地域での民間による光ファイバーを利用したブロードバンド（高速大容量通信）事業が混在している。このため、民間と公共の役割等を整理しながら、老朽化が著しいCATV施設の整備を行い、町内全域のブロードバンド化を図ることとする。情報通信基盤の整備を進めることで、都市部との情報格差を無くし、若年者の定住や行政サービスの向上などを推進する。

また、住民や観光客などが「いつでも、どこでも」必要な情報を円滑に入手・発信できるよう、町ホームページのシステム改修を行うとともに、公衆無線LAN機器の設置によるWi-Fi環境の整備を行っていく必要がある。

(2) その対策

- ・民間事業者の参入も考慮したCATV施設の整備を行い、町内全域のブロードバンド化を図る。
- ・町ホームページのシステム改修や公衆無線LAN機器の設置によるWi-Fi環境の整備を実施する。
- ・インターネットを通じた行政手続や幅広い分野での行政サービスの活用を進め、情報通信技術による住民の利便性の向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設 有線テレビジョン放送 施設 (2)過疎地域持続的 発展特別事業	CATV整備事業 CATV機器維持管理事業 ホームページ整備事業 Wi-Fi環境整備事業	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

町内には、山陰近畿自動車道（地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」）の浜坂道路と浜坂道路Ⅱ期（現在事業中）を含む国道178号と国道9号を基幹に、主要地方道浜坂井土線のほか16路線の県道がある。今後も交通需要の増大に対応するため、安全で効率的な道路体系の整備を図らなければならない。道路・交通体系は、交通基盤という役割だけでなく、住民の利便性確保や広域的な地域間交流の活性化を図るうえで、重要な役割を担っている。

主要道路の国道9号は、北へ大きく迂回する形でまちを東西に横断し、改良、舗装とともに整備されている。しかし、交通量の増加に伴いさらなる改良の要望は強く、また、横断歩道や自歩道、安全施設の設置や積雪時の歩道除雪、さらには、潤いのある道路環境整備が強く求められている。

一方、国道178号は、未整備の自歩道・踏切・Z型クランク等により、車両・歩行者の円滑で安全な通行を阻害していたことから、日本海側の高速交通体系の構築を担う山陰近畿自動車道の整備を促進している。経済活性化や広域連携、災害時や救急搬送での貢献が期待されており、現在事業中の浜坂道路Ⅱ期の早期完成と全線120kmの早期開通を推進する必要がある。

また、令和2年度末現在の町道は1,148路線、実延長400.3kmあり、このうち主要幹線である1級町道は22路線、2級町道37路線で63.2kmあり、各集落と国・県道とを結んでいる。しかし、舗装率は61.3%、改良率は46.9%と低い。今後、防雪・災害防除等の安全施設の整備と拡幅改良等を積極的に進め、一層の利便性と安全性の向上を図る必要がある。

イ 農道

本町の農道は、令和2年度末で総延長49,273mあり、農道整備はほ場整備事業と並行して進めてきた。今後は、既設の農道施設の点検診断を行うとともに、修繕や更新整備等の長寿命化対策についても進めていく必要がある。

ウ 林道

近年、木材価格の低迷等により、林業生産活動が停滞し、山林の荒廃が進行しているが、町土の83%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源涵養等公益的機能、主伐期の木材輸送時の幹線となるなどの観点から林道整備は欠かせないものである。特に地場産業の掘り起こしや特用林産物の生産、また森林の有する健康増進、保養、レジャー的活用面に着眼し、総合的効率的に整備・保全を行う必要がある。

エ 交通機関

本町の主な公共交通機関には、鉄道とバスがある。このうち鉄道は、JR山陰本線が海岸沿いを東西に通過しており、通勤・通学などの移動手段として利用されている。しかしながら、人口減少や少子高齢化による通勤・通学者等の減少により、近年では利用者は減少している。

バスは、町内全域 10 路線 41 系統で町民バス「夢つばめ」を運行しており、高齢者や学生、児童等の通院、通学、買物など、地域住民にとって必要不可欠な移動手段として利用されている。しかしながら、マイカー利用者の増加などにより、近年は利用者が減少しているため、持続可能な町民バスの運行に努めながら、住民ニーズに対応して利用者の増加を図り、バス路線を維持確保することが求められている。

また、今後は高齢化がさらに進み、交通手段を持たない人が増加することが見込まれるため、地域の実情に応じた交通体系の構築が求められている。

あわせて、コウノトリ但馬空港や鳥取砂丘コナン空港の運行便の充実や麒麟のまち圏域を移動できる交通機関の整備・充実などを展開し、交通手段の多様な地域づくりを進めるとともに、総合的な交通ネットワークの強化が望まれている。

(2) その対策

ア 道路

- ・道路、橋りょうの適切な維持管理対策と新設、拡幅・改良、防災、消雪工事対策等を推進し、安全かつ良好な景観を保つ道路づくりを進める。
- ・都市計画道路の整備を推進し、良好な市街地形成、防災機能の向上及び歩行者の安全向上を図る。
- ・集落内道路の改良を進める。
- ・除雪機械、防雪、消雪装置の拡充により、冬期間の交通安全を確保する。
- ・道路づくり等を効率的に行うため、地籍調査を推進する。

イ 農道

- ・定期的な施設点検を含め、適切な維持管理を実施し、長寿命化対策を推進する。

ウ 林道

- ・林道の整備等を推進し、森林の総合的利用を進めるとともに、林業経営の安定化と公益的機能の高度発揮を促進する。

エ 交通機関

- ・住民ニーズに応じて町民バスのダイヤ見直しを行うなど、利便性の向上を図るとともに、経営の効率化も考慮しながら、住民に必要な交通手段として、路線の維持確保に努める。

- ・町民バスなどの公共交通機関が運行されていない地域において、日常の移動手段を確保するため、必要な交通手段の確保に努める。
- ・近隣市町や関係団体と連携し、交通手段の多様な地域づくりを進める。
- ・地域の実情に応じた交通手段を確保しつなぐため、公共交通相互の連携を充実させ、総合的な交通ネットワークを強化する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	都市計画道路(浜坂駅港湾線)整備事業(負担金) 浜坂踏切拡幅事業(負担金) 町道道路改良事業 町道道路舗装改良事業 町道道路法面構造物修繕事業	県 県 町 町 町	
	橋梁	町道橋梁修繕事業	町	
	その他	町道消雪設備等整備事業 道路施設点検 トンネル、橋梁、附属物	町 町	
	(3)林道	林道開設(池ノ尾線)用地買収 農山漁村地域整備交付金(舗装)居組諸寄線 農山漁村地域整備交付金(改良・舗装) 浜坂諸寄線 農山漁村地域整備交付金(改良・舗装) 池ヶ平線 農山漁村地域整備交付金(改良)本谷線 農山漁村地域整備交付金(改良・舗装) 中辻肥前畑線 林道三尾御崎線道路改良事業 林道保全事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	(6)自動車等 自動車	地域支援バス事業	町	
	(8)道路整備機械等	除雪機更新事業	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	管内図(1/10,000)修正事業 管内図(1/2,500)修正事業	町 町	

	地籍調査事業	町	
	町民バス「夢つばめ」運行事業	町	
	町民タクシー運行事業(委託料)	町	
	狭小道路整備事業(補助金)	住民	
	町道維持管理整備事業	町	
	消雪施設維持管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【道路施設】

- ・着実な道路パトロール、幹線町道の路面性状調査、近接目視による橋梁やトンネルの定期点検・診断を実施
- ・個別施設計画等の策定、点検・診断結果や対策履歴の蓄積、データベース化等による計画的な保全

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

上水道、簡易水道は住民生活、産業活動を営む上においても欠かせない基本的な施設である。上水道、簡易水道及び飲料水供給施設によって、安全な飲料水を供給している。しかし、一部施設が老朽化し改良の必要に迫られており、引き続き有収水率の向上や生活排水処理計画との整合性を図るための計画的な改良が必要となっている。さらに効率的な維持管理等により、経営基盤の強化と技術体制を確立する必要がある。

イ 下水処理施設

温泉地域（旧温泉町）では平成2年度から、浜坂地域（旧浜坂町）は平成4年度から生活排水処理計画に基づき下水道整備を進めてきた。平成16年度で整備可能な地域の工事がすべて完了し、現在、公共下水道1箇所、特定環境保全公共下水道3箇所、農業集落排水施設14箇所、漁業集落排水施設2箇所、コミュニティ・プラント施設3箇所、合計23施設の管理・運営を行っている。これらの施設は供用開始から16年～26年が経過し、機械・電気設備（耐用年数15年）の老朽化が進行している。

また、下水道事業を将来にわたり継続していくためには経営の健全化・安定化が必要であり、さらに業務の効率化とコスト縮減に取り組む必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

自然環境に配慮した新しいごみ処理施設として、北但1市2町で運営するクリーンパーク北但が平成28年度から稼働し、循環型社会形成の推進と安全・安心なごみ処理を行っている。

本町では、生ごみ自家処理機の購入補助金や資源ごみ集団回収運動への奨励金交付、資源ごみの分別回収の徹底など、ごみの減量と再資源化の取組を推進しており、平成27年度に5,062tであった家庭・事業所から排出されるごみの量は、令和2年度には4,301tまで減少している。

ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、不適切混入物による処理施設のトラブルを防止するため、今後も引き続き、金属類等も含めたごみの分別収集を徹底する必要がある。また、新たにプラスチック使用製品の再資源化の重要性が高まっており、分別収集に対応していかなければならない。

ごみ・汚泥処理では、環境問題に対応するとともに、より効果的な処理をするために、し尿処理量は近年生活様式の変化に伴い、浄化槽が普及し、汲み取りし尿量は減少している。また、下水道接続率も改善されつつあり、浄化槽汚泥量も減少傾向にある。今後も施設の適正な維持管理の指導と、未接続者の意識啓発を行い、接続率の向上に努める必要がある。

エ 消防・防災・救急

少子高齢化の進展による人口減少や就業形態の変化等に伴い、消防団員数は年々減少傾向にあるが、複雑多様化する火災や災害に備え、引き続き、団員の確保に努めるとともに、消防本部や自主防災組織などの関係団体との連携強化と、老朽化した消防救急車両の計画的な更新、消防水利や消防防災資機材等の整備充実を図り、消防団を中心とした地域防災力の維持向上に努める必要がある。

また、住民へ確実に防災情報等を伝達するため、防災行政無線の機能強化や情報伝達手段の多重化、多様化を図る必要がある。

オ 公営住宅等

住宅市場を補完するために本町が供給する町営住宅の内訳は、住宅に困窮する者に対するセーフティネット住宅となる公営住宅等が82戸（うち単独住宅3戸）、中堅所得者に良質な賃貸住宅を供給するための特定公共賃貸住宅が15戸となっている。

住宅は最も重要な生活基盤であり、公営住宅等は、セーフティネット機能を果たすだけでなく、低廉な家賃設定で居住の安定を図ることにより、ステップアップ住宅にもなり得ることから、特定公共賃貸住宅と共に定住人口の増加に資する住宅としても位置付けられている。しかしながら、本町には老朽化した町営住宅ストックが多数存在するため、効率的かつ安定的な供給を確保するには、修繕等により施設機能の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・安定供給と水質向上を図るため、老朽化した水道施設の改良整備を行う。
- ・アセットマネジメント計画を策定し、中長期の更新需要見通し検討を行い、計画的に修繕、更新等を行うことにより、水道施設の維持管理経費の縮減に努める。

イ 下水処理施設

- ・ストックマネジメント計画等を策定し、計画的な改築・更新に努める。
- ・施設の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果（コスト縮減）について検討を進める。
- ・集合処理区域の接続率の向上に努めるとともに、施設の維持管理に努める。
- ・生活排水処理計画に定める集合処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置による公共用水域の水質保全を図る。

ウ 廃棄物処理施設

- ・処理施設のトラブルを防止するため、ごみの分別についての周知を徹底し、住民や事業所と協力しながら、ごみの減量化と再資源化を推進する。

エ 消防・防災・救急

- ・消防救急車両の計画的な更新、消防水利・消防防災資機材等の整備充実に努める。
- ・防災行政無線の機能強化や情報伝達手段の多重化、多様化を図る。

オ 公営住宅等

- ・町営住宅の適切な維持管理を行い、良質な住宅を効率的かつ安定的に供給する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	二日市配水池・送配水管整備事業 老朽管更新(浜坂地域)	町 町	

	老朽管(水管橋)更新(浜坂地域)	町	
	中央監視システム機器更新(浜坂)	町	
簡易水道	簡易水道改修事業	町	
	簡易水道統合整備事業(高度浄水施設整備)	町	
	照来簡易水道計装機器等更新(機械及び装置込)	町	
	花口導水管整備事業	町	
	竹田新浄水場機械設備更新(膜ろ過エアーバルブ)	町	
	照来簡易水道監視システム(WEB 監視)	町	
	老朽管更新(温泉地域)	町	
その他	老朽管更新(浜坂地域)	町	
	諸寄奥町配水管布設替工事	町	
	本谷飲料水供給施設整備事業	町	
(2)下水処理施設			
公共下水道	浜坂・温泉中央浄化センター耐水化事業	町	
	下水道ストックマネジメント計画策定(見直し)	町	
	下水道施設改築更新事業	町	
農村集落排水施設	処理状況管理装置設置事業	町	
	農業集落排水事業最適整備構想策定(見直し)	町	
	農業集落排水事業機能強化工事	町	
その他	漁業集落・コミュニティ排水施設整備事業(処理状況管理装置設置)	町	
	漁業集落排水事業機能保全計画に基づく保全工事	町	
	生活排水処理施設再編(統廃合)事業	町	
	コミュニティ・プラント機能保全事業	町	
	小型合併処理浄化槽設置事業(補助金)	住民	
(4)火葬場	火葬場(美方苑)改修事業(負担金)	美方 広域	
(5)消防施設	防火水槽設置事業	町	
	消防自動車購入事業	町	
	小型動力ポンプ導入事業	町	
	消防・救急車両更新事業(負担金)	美方 広域	

	防災情報伝達システム導入事業	町	
	消防用除雪機械購入事業	町	
	消防センター改修事業	町	
	消火栓設置事業	町	
(7)過疎地域持続的 発展特別事業	河川維持管理事業	町	
	町営住宅施設維持管理事業	町	
(8)その他	急傾斜地崩壊対策事業(公共)(負担 金)	県	
	急傾斜地崩壊対策事業(県単)(負担 金)	県	
	町内普通河川改良工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【水道施設、温泉配湯施設】

- ・日常点検、機械電気設備等の保守点検を計画的に実施
- ・管路施設の定期的な漏水調査を実施
- ・施設の更新時における統廃合、広域化、共同化等を検討

【下水道施設】

- ・機械電気設備等の保守点検や日常点検を着実に実施
- ・管路施設の点検計画の立案、個別施設計画の策定等による計画的な保全
- ・処理施設の統廃合の検討、長寿命化計画による更新費用の削減と平準化

【防災施設】

- ・町民の安全を確保するため、基本的には現在の配置・機能を維持

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及 び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

今日、児童を取り巻く環境は、未婚女性の増加や晩婚化の進行などによる出生率の低下等、少子化が進む一方、核家族化、女性の社会進出の増加など家庭における保育環境に変化が生じ、保護者の保育ニーズが増大・多様化している。特に、近年増加傾向にある一人親家庭においては、

経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちで、親の就労と子どもの養育との両立など問題を抱えている。

健全な児童の育成には、家庭・地域・行政などの連携が重要であり、関係機関との連携強化を図りながら、豊かな子育て環境づくりとニーズに対応したきめ細かな取組みを行うことが必要であり、安心して子どもを生み育てることができる子育て支援体制が求められている。令和3年2月に「子育て世代包括支援センター」を保健福祉センターすこやか～に内に設置し、産後ケアをはじめとした各種相談や事業において、安心して出産が迎えられるよう、妊娠期から子育て期における支援の充実を図っている。

また、子育てにかかる経済的負担が少子化の一因となっていることから、本町では、子どもの医療費について、中学3年生までの無償化に先進的に取り組んできており、令和2年7月からは、保護者の所得制限があるものの無償化の対象を18歳（高校生相当年齢）までに拡大している。さらに、国の施策である3歳児以上の保育料の無償化に加え、令和2年4月から当該園児の給食費の無償化を実施し、子育て世帯への経済的支援の充実を図っている。

人間形成の基盤は幼児期に築かれると言われ、幼児の成長過程に応じて適切な教育を行うことは極めて重要である。保育園・幼稚園の双方の持つ良さが生かされる施設として運営を行っている認定こども園では、生活の中で幼児一人ひとりに興味や関心・欲求に基づいた体験を通して、豊かな心情やものごとに自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営む態度を培うとともに、発達年齢に応じた一貫した方針に基づいた就学前教育・保育と小学校教育との連携を推進し、学びの連続性の確保を図っている。

イ 高齢者等の保健及び福祉

(ア) 高齢者

本町では、平成20年から高齢化率が30%を超えており、その割合は毎年上昇している。独居・高齢者世帯、認知症高齢者など、社会的援助の必要な高齢者が増加する一方で、家庭内における介護力も低下傾向が続き、高齢者対策が大きな課題となっており、これまでから高齢者の疾病予防、健康増進を目的とした保健活動を推進してきた。また、地区や団体の要望に対応して、保健師などによる公民館や公共施設を活用した健康講座、各種相談事業を実施している。さらには、すべての高齢者を対象として、町ぐるみ健診、健診の事後指導を進め、疾病の早期発見、早期治療へつなぎ、生活習慣改善を指導することで健康増進を図ってきた。

介護予防事業では、健康づくり・介護予防に関わる関係機関と連携し、いきいき百歳体操の普及と継続支援を軸に、住民が主体的に介護予防活動、交流活動に取り組めるように支援している。平成27年度から開始して6年を迎え、実施地区は41地区となり、健康寿命の延伸につながっている。

また、住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう、認知症高齢者のケア対策等の推進、在宅医療介護連携にも取り組んでいる。

一方、介護保険制度の健全で効果的な運営のために、要支援者や要介護者のニーズに対して適切な介護サービスが円滑に提供されるよう、マンパワーの確保、資質向上や施設整備、さらにはネットワークづくり等の基盤整備にも努めている。

高齢者が生きがいを持って生活するには、高齢者が能力と経験を生かし、地域の社会活動に積極的に参加することが重要であり、シルバー人材センターやすこやかクラブの活動など、知識や技術を生かした社会奉仕活動、教養講座やスポーツを通じて生きがいづくりの場を確保・提供し、生涯学習活動と提携して生きがい対策を一層進める必要がある。

(イ) 障がい者

障がい者施策の基本的理念は、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」にまとめられる。障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活ができるよう、相談・助言からサービス提供、社会への自立の促進とあらゆる場所でのバリアフリー化、生活の質の向上、心や言葉のバリアフリーが求められる。

福祉サービスは、平成 15 年度から「支援費制度」となり、平成 18 年度には「障害者自立支援法」が、平成 25 年度からは「障害者総合支援法」が施行され、利用者自身がサービスを選択し、契約によりサービスを利用できるようになった。平成 30 年 4 月に施行された「改正障害者総合支援法」では、地域生活支援・就労定着に向けた支援等のサービスが追加された。今後は、サービスの拡充だけでなく、地域で生活するための施設の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・安心して子どもを産み、喜びをもって子育てのできる環境整備に取り組む。
- ・園児の安全安心と保育環境を確保するため、老朽化した認定こども園の改築等を行う。
- ・登降園の安全を確保するため、通園バスを購入する。
- ・一人親家庭等の生活安定、自立促進を図るため、相談・指導体制の充実、各種制度の周知・活用を進める。
- ・子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から子育てまで安心して過ごせるよう保健師、助産師等が支援を実施する。
- ・産後の相談ができる機会とするため、窓口にて育児用品購入費の助成券を発行し、虐待の早期発見・予防を図るとともに、経済的負担を軽減する。
- ・次世代を担う子どもの誕生を祝福するために出生祝品を贈呈し、健やかな成長と子どもと子育て家庭を地域全体で支援していくまちづくりを推進する。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ・高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきと生活できるよう、保健・福祉部門と地域包括支援センター等が相互に連携を図りながら、総合的な高齢者保健福祉事業を推進する。
- ・地域包括支援センター機能の強化、地域共生社会へ向けた相談支援体制の推進、認知症対策・権利擁護の推進、在宅医療・介護連携の推進、日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備で新たな資源や担い手の創出などに努め、高齢者の暮らしを総合的に支援する。

- ・健康で生きがいのある長寿社会を築くため、すこやかクラブ活動の充実や、コミュニティカフェなど高齢者が気軽に集える場づくり、シルバー人材センターの活用を推進する。
- ・基本健診や各種検診の受診率向上を目標に、疾病予防体制の充実を図るとともに、健康教育、健康相談などの保健事業を実施する。
- ・生活習慣病予防のため食生活改善教室や栄養相談事業を推進し、健康づくりへの意識啓発を行う。
- ・自立して地域で安心した生活ができるよう、障がい者へのホームヘルプサービス、外出時の移動介護などの在宅サービスや自立支援施設の充実を図る。
- ・住民と民間団体、行政が連携し、総合的な地域福祉対策やボランティア活動の支援に積極的に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、共存、共生の地域づくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園 (3)高齢者福祉施設 その他 (7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター (8)過疎地域持続的発展特別事業	認定こども園改築事業 高齢者いきがい施設整備事業 小型除雪機購入補助事業(補助金) 保健福祉センター施設整備事業 老人保護措置事業(養護老人ホーム) 在宅介護支援センター運営事業(委託料) 住宅改造助成事業(補助金) 老人クラブ(すこやかクラブ)助成事業(補助金) 予防接種事業 福祉医療費補助事業 高齢者福祉タクシー助成事業 特定不妊治療費助成事業(交付金) 認定こども園施設維持管理事業 認定こども園バス購入事業	町 町 社協 町 町 町 町 住民 住民 町 町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【子育て支援施設】

(認定こども園)

- ・保護者の多様なニーズへの対応と充実した就学前の教育・保育を提供するため、現在の配置・機能を維持

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、公立浜坂病院、私立病院が1箇所、一般並びに歯科診療所が17箇所の計19箇所（令和3年4月現在）となっている。入院施設は公立浜坂病院と私立病院が受け持ち、病床数129（令和3年4月現在）と比較的充実している。

町内の地域医療拠点・救急告示医療機関である公立浜坂病院では、将来の医療と介護の確保を目的として平成28年10月に策定された「兵庫県地域医療構想」を踏まえ、平成29年2月に新改革プランを策定し、地域における役割の明確化を図っており、少子高齢化の進展や人口減少に伴う人材不足に対応すべく、限られた医療介護資源の配置の最適化に向け、在宅医療の充実、医療・介護従事者の確保・養成と併せて持続可能な病院運営に取り組んでいる。一方で、公立浜坂病院は昭和57年11月の移転新築後38年が経過しており、施設の老朽化が進行している。また、医師確保の困難から診療科の維持が難しくなっている。地域住民に安心できる医療サービスを提供するためには、医療機器の更新や施設整備、医療技術の向上や診療体制の強化に今後も取り組まなければならない。

さらに、住民が住み慣れた地域において自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築も課題となっている。

(2) その対策

- ・病院、診療所の計画的な施設整備、医療機器の更新・充実に努める。
- ・常勤医師の確保を図る。
- ・救急医療体制の向上を図るため近隣医療機関とのネットワークを強化する。
- ・生活習慣病をはじめとする各種検診体制の強化と受診率の向上に努めるとともに、健康教育、健康相談の取組みを積極的に行う。
- ・健康管理、健康づくり等の意識啓発により、疾病の未然防止に努める。
- ・国民健康保険事業特別会計の健全化に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 (3)過疎地域持続的 発展特別事業	病院機能強化事業(病棟、診療室改 修等) 医療機器整備事業 診療所機器整備事業 診療所往診車更新事業 診療所施設整備事業 病院機能強化事業(事業負担金) ドクターカー事業(負担金)	町 町 町 町 町 町 病院 組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【病院施設、老人保健施設】

- ・公立浜坂病院は、地域医療の中核病院としての役割を果たす重要な施設であるため、その付帯施設である医師住宅及び介護老人保健施設を含めて、現在の配置・機能を維持
- ・計画的な施設の保全、医療機器の整備

【医療施設】

(診療所)

- ・無医地区に設置している診療所は、基本的には現在の配置・機能を維持し、公立浜坂病院との連携等を含めた地域医療のあり方を検討
- ・歯科診療所は、公的医療機関としての必要性を検証

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には小学校6校、中学校2校あり、令和3年5月1日現在では小学校の児童数573人、中学校の生徒357人となっており、少子化が進行する中で児童数が減少傾向にある。

本町では、伝統や特色ある教育活動を引き継ぎ、地域に根ざした豊かな教育の実践と創造に取り組んできた。海、山、川、温泉と、豊かな自然に恵まれ、文化の香り高い風土の中で各学校園では自然とのふれあいや伝統文化を生かした体験活動や地域学習等を大切にし、その実践に努めてきた。

特に、小学校での「環境体験事業」「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」などの体験活動など学校園・地域社会の連携によるさまざまな取組の充実に力を注いできた。近年では、各学校園への支援ボランティアや専門的な知識や技能を有する地域人材の活用など、地域ぐるみの教育環境が充実しつつある。未来を担う子どもたちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し、社会全体で教育を行う体制を構築することが必要である。

各小中学校では、命と人権を大切にする教育の推進を基盤に、一人一人の児童生徒の確かな学力の向上のため、少人数指導や同室複数指導等の充実を図り、さらに特別な支援を要する児童生徒への指導・支援の体制づくりや指導力の向上、授業改善に向けた研修を進めるとともに、関係専門機関との連携の中で町全体のネットワークづくりなどの整備を進めている。

今後は、令和2年度に小中学校に整備したICT環境を活用し、GIGAスクール構想を推進するため、研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図っていく必要がある。

また、こども園・小学校・中学校の連携を更に進化させるとともに、高等学校を含めた広い連携体制を構築することで教育の連続性を充実させる必要がある。

イ 社会教育

人々のニーズがますます多様化する中で、「すべての住民が生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習の場が必要である。技術革新が目まぐるしく、新しい生活様式や多様な価値観が溢れる社会において、心の豊かさや生きがいを求めたり、高度情報化や国際化に対応したりするため、新しい知識や技術が習得できるよう、さまざまな場所で多様な生涯学習に取り組んでいる。

また、「地域とともににある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推し進めていくことが求められている。さらに、一人一人の人権が尊重され、心と心がつながる豊かなまちづくりに向け、ボランティア活動や交流活動等による社会参加によって自己実現を果たす人々も増えている。

加藤文太郎記念図書館、浜坂先人記念館「以命亭」、八田コミュニティセンター、各地区公民館などの社会教育施設をはじめ、夢ホール、文化会館、各地区ふれあいセンター（公民館）、さらには県立但馬牧場公園、健康公園のスポーツ施設等は住民にとっても身近な利用しやすい学習活動の拠点施設として、大きな役割を果たしている。

これから生涯学習時代は、住民が自分の意思に基づいて自主的・主体的に取り組む「学習」活動に対する支援の充実とともに、コーディネーターやファシリテーターを担う社会教育主事や社会教育士等の参画を得て、幅広い地域住民や企業・団体との協働体制を構築し、活動の総合化とネットワーク化を進め、組織的で安定的な継続につなげていくことが重要な課題となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・小学校のプール整備、スクールバスの購入等を行い、教育環境の改善を図る。
- ・山陰海岸ジオパーク、但馬牛、北前船や麒麟獅子舞など地域資源を活用し、地域内連携により郷土学習の推進を図り、ふるさとを愛する青少年を育成する。
- ・コミュニティ・スクール事業を展開し、家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる協働体制を構築する。

イ 社会教育

- ・生涯学習を推進するため、文化・芸術の拠点施設であるリニューアルオープンした夢ホールを最大限活用し、町内文化・芸術団体の育成や町民文化の高揚を図る。
- ・図書館等の蔵書整備や公民館の設備更新により、読書活動に関する事業や仲間づくり、地区公民館活動、各種講座の充実を図る。
- ・多様化・高度化する住民の学習意欲や生涯を通してスポーツに親しむ機会や体制づくりを支援し、「だれでも・いつでも・どこでも」学べる環境や気軽にスポーツを楽しむことができる生涯学習推進体制を強化する。
- ・学習成果や技術向上の成果を発表する場や各種教室・大会を活用し、社会に還元できるよう努める。
- ・障がい者の学習機会の充実を図るため、関係機関や団体との連携を深め、交流活動の提供や支援に努める。
- ・地域と学校をつなぐコーディネーターや推進員を育成し、地域コミュニティ間のさらなる連携と、住民自らが地域課題に主体的に向き合い、その解決に向け協働する地域、団体等との幅広いネットワーク化に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート その他	スクールバス購入事業 照来小学校プール新設事業 小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	町 町 町 町	

(3)集会施設、体育施設等				
公民館	地区公民館整備事業	町		
集会施設	多目的集会施設整備事業	町		
体育施設	健康公園施設改修事業	町	R4 追加	
(4)過疎地域持続的 発展特別事業	図書購入事業 小学校施設維持管理事業 中学校施設維持管理事業	町 町 町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

(総合管理計画における当該施設類型ごとの基本の方針は次のとおり)

【学校教育施設】

(小学校、中学校)

- ・保護者や地域住民と共に理解を図りながら、小中学校の規模・配置の適正化について、地域の実情を踏まえて検討

【文化系施設】

(公民館)

- ・旧小学校区を基本としたコミュニティ単位に1施設の配置を基本とし、その機能を維持
- ・利用状況等を踏まえ、集会機能が重複する施設の統合や近隣の他施設との複合化等を検討

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、大小さまざまな集落が点在し、浜坂地域（旧浜坂町）82、温泉地域（旧温泉町）33の計115の行政区がある。

集落（行政区）の高齢化・小規模化が進行する中で、これまで隣近所や集落内の助け合いで維持されてきた伝統行事や草刈り・雪かきといった共同作業、子どもや高齢者等に対する地域の見守りといった集落機能の低下とコミュニティ活動の維持が懸念されており、空き家や耕作放棄地の増大、地域での消費の減少に伴う商店等の撤退、公共交通機関の維持困難など、地域をとりまく環境は厳しさを増している。このような状況の中で多様化する地域課題に対応するためには、行政との協働のもと、地域住民自らが主体となって『自分たちの地域は自分たちで守り、育てる』ことが必要となっている。

本町においても、福祉や防災など地域の実情に応じた課題（困りごと）に対応して相互に補完しあいながら集落機能を維持するため、現在の集落（行政区）の枠組みを超えた地域的なつなが

りの強い範囲を単位とした新しい地域コミュニティ（地域運営組織）の形成が必要だとして、平成29年度から地域運営組織研究事業を開始し、令和3年2月には「新しい地域コミュニティづくりの基本方針」を策定した。

町内の2地区で地域運営組織が設立されており（令和3年4月現在）、集落支援員を中心として福祉や防災など地域の実情に応じた課題解決に向けた取組を進めている。

今後は、これら既存の地域運営組織での取組も検証しながら、概ね町内全域での取組を目指すとともに、新しい地域コミュニティづくりの活動を支え発展させるための活動事業の助成等についても検討を進める必要がある。

（2）その対策

- ・集落支援員の配置等により、新しい地域コミュニティ（地域運営組織）の設立や活動を支援する。
- ・住民による自主的な地域づくり活動を支援する。
- ・集落または地域住民のコミュニティ組織の活性化を図る。

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域振興事業(補助金)	住民	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

11 地域文化の振興等

（1）現況と問題点

本町は、貴重な有形無形の歴史・文化的遺産を数多く有しており、伝統的な祭りや催事など固有の地域文化が数多く残されている。それらを継承・発展させることは、後世への伝統文化の伝承、地域コミュニティの活性化に欠かすことができない。しかし、近年の核家族化の進展、少子化のなかで、無形文化財をはじめとする地域の様々な文化の伝承が困難になりつつある状況もある。

近年、生活様式の変化から多くの有形文化財が失われつつあり、地域の歴史や文化を後世に伝えるための拠点施設整備が必要となっている。併せて文化財保護行政は、以前の保護・保存から文化財の価値を活用し、まちづくりや地域の活性化に繋げる方向に変わってきており、本町では2件の日本遺産認定を受け、その構成文化財の活用が求められている。

一方、無形文化財については、依然として後継者の確保、育成に重点を置き、その活性化に努めるとともに、地域コミュニティに対する住民の意識の高揚に努める必要がある。

また、地域に根ざした個性豊かな地域社会を築くために、文化祭や音楽祭をはじめ、夢ホール、浜坂多目的集会施設等文化施設における自主事業の拡充、住民参加型事業の推進、関連団体などの連携や協働体制の構築、文化活動組織やリーダーの育成を図ることが必要である。

地域の総合力を高める芸術、文化イベントにより地域の魅力を高め、町内外との芸術文化交流等を積極的に推進し、感性豊かな人を育てる風土の醸成が必要である。

(2) その対策

- ・地域の文化財を取り巻く現状分析と課題解決のため、文化財保存活用地域計画を策定し、有形・無形の文化財を保護・活用し、地域全体の活性化を図る。
- ・歴史、文化を生かしながら、新しい都市的整備と伝統的な家並み景観との調和した市街地づくりを目指す。
- ・加藤文太郎記念図書館、町民センターをはじめとする生涯学習関連施設のネットワーク化を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 (2)過疎地域持続的 発展特別事業	文化財収蔵庫整備事業 日本遺産拠点施設整備事業 文化財保存活用地域計画策定事業 景観形成事業(補助金)	町 町 町 住民	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

12 再生可能エネルギーの利活用の推進

(1) 現況と問題点

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、住民生活や今後のエネルギーのあり方に大きな問いを投げかけた。

本町では、豊かな自然環境や地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用に関する指針として「新温泉町エコ・コンパクトタウン構想」を平成 24 年 3 月に策定し、温泉熱を活用したバイナリー発電施設の設置や公共施設への太陽光発電設備の導入推進、再生可能エネルギーの利用システム設置者への補助金制度の導入など、「エネルギーの地産地消による元気なまち」の実現に向けて取り組んできた。

今後も、環境にやさしい循環型まちづくりによる地域活性化に向け、住民や事業者、関係機関との連携を図りながら、再生可能エネルギーのさらなる利活用を促進する必要がある。

(2) その対策

- ・太陽光発電やバイオマス熱利用など再生可能エネルギーの導入を促進し、循環型社会の構築に向けた意識の高揚と環境にやさしいまちづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー導入促進事業 (補助金)	住民	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進する。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	<p>定住促進住宅取得助成金交付事業(補助金) 【事業内容】 …町に居住する若年者及び転入者の住宅取得（改修）費用を助成 【事業の必要性】 …若年者の流出防止や転入増を図るため 【事業効果等】 …人口増加による町の活性化</p> <p>住宅リフォーム助成事業(補助金) 【事業内容】 …町内業者を利用した住宅改修費用を助成 【事業の必要性】 …改修費用の軽減、人口の流出防止を図るため 【事業効果等】 …人口減少の防止、地域経済の活性化</p> <p>大学連携事業 【事業内容】 …地域の大学と連携して地域の活性化や課題解決に向けた取組を実施 【事業の必要性】 …大学が有する機能や専門的人材の知識を地域づくりに活用するため 【事業効果等】 …地域の活性化及び人材育成</p>	住民 住民 町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業	<p>地域水産物流通販売活性化事業(補助金) 【事業内容】 …水産物の流通販売活性化に係る経費を助成 【事業の必要性】 …積極的な販路拡大とPR活動を要するため 【事業効果等】 …水産物及び产地の知名度向上やブランド化</p> <p>アワビ種苗導入事業(補助金) 【事業内容】 …黒アワビの種苗放流費用を助成 【事業の必要性】 …沿岸部における水産物の資源確保など、沿岸漁業への支援を要するため 【事業効果等】 …夏場の素潜り漁など漁業従事者の生活支援</p> <p>新規就農者確保事業(補助金) 【事業内容】 …新規就農者の就農準備や経営開始時の早期経営確立を支援 【事業の必要性】 …農業の担い手確保を図るため 【事業効果等】 …新規就農者の確保、スムーズな独立自営支援</p>	漁協 漁協 住民	

	農業近代化施設整備事業(補助金) 【事業内容】 …農林振興事業者に対し、3戸以上の共同利用施設に係る建物や機械器具類の設置・購入費用を助成 【事業の必要性】 …農林業の振興を図るため 【事業効果等】 …農林業に係る作業の効率化	住民	
	町プレミアム商品券発行事業(補助金) 【事業内容】 …町商工会によるプレミアム付商品券の発行を支援 【事業の必要性】 …停滞する町内消費を喚起するため 【事業効果等】 …町内商工業者の支援	商工会	※商品券の利用を契機として、地域の商工業者特有の魅力ある商品やサービスを住民が認知することで継続的な利用につながるなど、施策の効果は将来に及ぶ。
	有害鳥獣被害防止事業(補助金) 【事業内容】 …捕獲檻や電気柵等の導入費用を助成 【事業の必要性】 …有害鳥獣対策のため 【事業効果等】 …農作物被害の軽減	住民	
	有害鳥獣捕獲班確保対策事業(補助金) 【事業内容】 …狩猟免許の取得や更新、技能維持向上に要する経費を助成 【事業の必要性】 …有害鳥獣の捕獲班員を確保するため 【事業効果等】 …農作物被害の軽減	住民	
	多面的機能支払交付金(交付金) 【事業内容】 …農業用施設の維持や保全への取組を支援 【事業の必要性】 …農村環境の維持と地域の活性化を図るため 【事業効果等】 …農業の多面的機能の発揮、地域資源の保全	住民	
	環境保全型農業直接支援対策(交付金) 【事業内容】 …環境保全型農業に取り組む農業者等を支援 【事業の必要性】 …地球温暖化防止や生物多様性保全のため 【事業効果等】 …環境の保全と農業の振興	住民	
	中山間地域等直接支払交付金(交付金) 【事業内容】 …農業生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動等を支援 【事業の必要性】 …農業生産条件の不利を補正するため 【事業効果等】 …耕作放棄地の発生防止、農業用施設の維持	住民	

	地域資源活用促進事業(補助金) 【事業内容】 …町内食材を活用した商品開発等を支援 【事業の必要性】 …低迷する町内消費を拡大するため 【事業効果等】 …地域資源の活用による経済の活性化	民間	
	漁獲共済加入促進事業(補助金) 【事業内容】 …漁獲共済の掛金を助成 【事業の必要性】 …漁獲共済への加入を推進するため 【事業効果等】 …漁業経営の安定	漁協	
	岸田川漁協繁殖保護事業(補助金) 【事業内容】 …岸田川漁協が実施する稚魚等の放流や産卵場整備に係る費用を助成 【事業の必要性】 …水産資源の維持や持続的利用を図るため 【事業効果等】 …地元食材や観光レクリエーション等への活用	漁協	
	リフレッシュ館修繕事業 【事業内容】 …観光入浴施設であるリフレッシュ館の修繕 【事業の必要性】 …施設機能を維持するため 【事業効果等】 …施設の長寿命化、利用者の利便性向上	町	
	企業立地促進事業(補助金) 【事業内容】 …町内への新規企業者の進出や既存企業者の事業拡大を支援 【事業の必要性】 …企業立地の促進、既存企業の育成を図るため 【事業効果等】 …産業の振興と雇用の拡大	民間	
	公衆トイレ修繕事業 【事業内容】 …町内公衆トイレの修繕 【事業の必要性】 …施設機能を維持するため 【事業効果等】 …施設の長寿命化、利用者の利便性向上	町	
	公園維持管理事業 【事業内容】 …町内公園施設の修繕等 【事業の必要性】 …施設機能を維持するため 【事業効果等】 …施設の長寿命化、利用者の利便性向上	町	

		<p>観光施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …町内観光施設の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため</p> <p>【事業効果等】 …施設の長寿命化、利用者の利便性向上</p>	町	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>CATV機器維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …CATV機器の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …CATV機器の機能を維持するため</p> <p>【事業効果等】 …機器の長寿命化、利用者の利便性向上</p> <p>ホームページ整備事業</p> <p>【事業内容】 …町ホームページのシステム改修等</p> <p>【事業の必要性】 …情報発信機能を高めるため</p> <p>【事業効果等】 …住民や観光客の利便性向上</p> <p>Wi-Fi 環境整備事業</p> <p>【事業内容】 …公共施設等に無料公衆無線 LAN 機器を設置</p> <p>【事業の必要性】 …町内の通信環境を整備するため</p> <p>【事業効果等】 …住民や観光客の利便性向上</p>	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	<p>管内図(1/10,000)修正事業</p> <p>【事業内容】 …町管内図(1/10,000)の更新</p> <p>【事業の必要性】 …現状の地形を管内図に反映させるため</p> <p>【事業効果等】 …行政事務の適切な執行</p> <p>管内図(1/2,500)修正事業</p> <p>【事業内容】 …町管内図(1/2,500)の更新</p> <p>【事業の必要性】 …現状の地形を管内図に反映させるため</p> <p>【事業効果等】 …行政事務の適切な執行</p> <p>地籍調査事業</p> <p>【事業内容】 …地籍調査を実施し、地籍図を整備</p> <p>【事業の必要性】 …不動産登記の精度が高めるため</p> <p>【事業効果等】 …土地取引の円滑化や行政の効率化</p> <p>町民バス「夢つばめ」運行事業</p> <p>【事業内容】 …町民バスを運行</p>	町	

		<p>【事業の必要性】 …交通手段を持たない住民の移動手段を確保するため 【事業効果等】 …日常生活の利便性向上</p> <p>町民タクシー運行事業(委託料)</p> <p>【事業内容】 …公共交通機関が運行されていない地域の住民のタクシー利用を支援</p> <p>【事業の必要性】 …当該地域の住民の移動手段を確保するため 【事業効果等】 …当該地域における日常生活の利便性向上</p> <p>狭小道路整備事業(補助金)</p> <p>【事業内容】 …狭小道路の改良費用を助成</p> <p>【事業の必要性】 …集落内狭小道路の改良を促進するため 【事業効果等】 …集落の生活環境の向上</p> <p>町道維持管理整備事業</p> <p>【事業内容】 …道路構造物全般の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …道路機能を維持するため 【事業効果等】 …道路の長寿命化、通行の安全確保</p> <p>消雪施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …消雪施設の点検・補修等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため 【事業効果等】 …施設の長寿命化、降雪時の通行機能の確保</p>	町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	<p>河川維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …普通河川の浚渫や河川構造物の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …普通河川の雨水排水機能を維持するため 【事業効果等】 …降雨災害の防止・軽減</p> <p>町営住宅施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …町営住宅施設の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため 【事業効果等】 …施設の長寿命化、入居者の利便性向上</p>	町	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	老人保護措置事業(養護老人ホーム) 【事業内容】 …老人福祉法に基づく、養護老人ホーム等への高齢者の入所措置 【事業の必要性】 …環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な高齢者を支援するため 【事業効果等】 …当該高齢者的心身の健康保持と生活の安定	町	
		在宅介護支援センター運営事業(委託料) 【事業内容】 …在宅介護支援センターの運営を支援 【事業の必要性】 …高齢者の相談・見守り訪問体制を整備するため 【事業効果等】 …高齢者福祉の向上	町	
		住宅改造助成事業(補助金) 【事業内容】 …低所得の高齢者及び障害者世帯のバリアフリー改造成費用を助成 【事業の必要性】 …高齢者及び障がい者に配慮した住宅改造を促進するため 【事業効果等】 …高齢者及び障がい者の在宅生活の安定	住民	
		老人クラブ(すこやかクラブ)助成事業(補助金) 【事業内容】 …老人クラブの事業費を助成 【事業の必要性】 …会員数の減少や役員の担い手不足などの問題に直面する老人クラブの活動継続を支援するため 【事業効果等】 …高齢者福祉の向上と地域の活性化	住民	
		予防接種事業 【事業内容】 …定期予防接種の実施 【事業の必要性】 …感染症の発生やまん延を防止するため 【事業効果等】 …社会全体としての感染症予防	町	
		福祉医療費補助事業 【事業内容】 …高齢期移行者、乳幼児等、重度障がい者、母子家庭等の医療費を助成 【事業の必要性】 …障がい者や子育て世代等への経済的支援を要するため 【事業効果等】 …子育て世代の移住・定住促進、障がい者等の自立促進	町	

		<p>高齢者福祉タクシー助成事業</p> <p>【事業内容】 …高齢者世帯等が利用するタクシー料金を助成</p> <p>【事業の必要性】 …高齢者の移動手段の確保と費用負担軽減を要するため</p> <p>【事業効果等】 …高齢者の日常生活の利便性向上</p> <p>特定不妊治療費助成事業(交付金)</p> <p>【事業内容】 …特定不妊治療費を助成</p> <p>【事業の必要性】 …治療をする夫婦の経済的負担を軽減するため</p> <p>【事業効果等】 …出生数の増加</p> <p>認定こども園施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …認定こども園施設の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため</p> <p>【事業効果等】 …施設の長寿命化、園児の保育・教育環境の確保</p>	町 住民	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域医療確保対策事業</p> <p>【事業内容】 …常勤医師や看護師の確保対策を実施</p> <p>【事業の必要性】 …常勤医師等の不足を解消するため</p> <p>【事業効果等】 …地域医療体制の充実</p> <p>ドクターカー事業(負担金)</p> <p>【事業内容】 …但馬3市2町が連携し、医師と看護師を救急現場に運ぶドクターカーを公立豊岡病院に配備</p> <p>【事業の必要性】 …ドクターへリ事業を補完するため</p> <p>【事業効果等】 …救命率の向上</p>	町 病院組合	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>図書購入事業</p> <p>【事業内容】 …幅広く新鮮な図書の収集・整備</p> <p>【事業の必要性】 …図書館の蔵書を拡充するため</p> <p>【事業効果等】 …読書環境の充実</p> <p>小学校施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …小学校施設の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため</p> <p>【事業効果等】 …施設の長寿命化、児童の教育環境の確保</p>	町 町	

		<p>中学校施設維持管理事業</p> <p>【事業内容】 …中学校施設の修繕等</p> <p>【事業の必要性】 …施設機能を維持するため</p> <p>【事業効果等】 …施設の長寿命化、生徒の教育環境の確保</p>	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域振興事業(補助金)</p> <p>【事業内容】 …区や町内会の生活環境設備等の整備を支援</p> <p>【事業の必要性】 …地域のコミュニティ活動を支援するため</p> <p>【事業効果等】 …地域コミュニティの充実</p>	住民	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>文化財保存活用地域計画策定事業</p> <p>【事業内容】 …文化財保存活用地域計画の策定</p> <p>【事業の必要性】 …文化財の現状を分析し、課題を解決するため</p> <p>【事業効果等】 …文化財の保護・活用による地域の活性化</p> <p>景観形成事業(補助金)</p> <p>【事業内容】 …該当地区内における景観形成に資する建築工事費用を助成</p> <p>【事業の必要性】 …住民との協働による魅力ある景観を創出するため</p> <p>【事業効果等】 …住民が誇りと愛着を持てる郷土の醸成</p>	町 住民	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>再生可能エネルギー導入促進事業(補助金)</p> <p>【事業内容】 …再生可能エネルギーの利用システム設置費用を助成</p> <p>【事業の必要性】 …再生可能エネルギーの利活用を促進するため</p> <p>【事業効果等】 …循環型まちづくりによる地域活性化</p>	住民	